

# 日本農林規格の見直しについて

## 「有機農産物」



23消安第3508号

平成23年10月6日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

有機農産物の日本農林規格等の改正について（諮問）

下記1から4までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- ① 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- 2 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- 3 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- 4 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

## 有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成24年1月31日  
農 林 水 産 省

### 1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成21年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

### 2 内容

有機農産物の日本農林規格について、

- （1）きのこ類は、他の農産物とは生産の方法が異なることから、きのこ類の栽培場の定義、種菌及び栽培場における栽培管理の基準について明記する
- （2）有機種苗の入手が困難な場合等に使用する有機以外の種苗の基準を厳格化する
- （3）使用可能な肥料及び土壌改良資材、農薬及び調製用等資材について、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加及び削除する等の改正を行う。

## 有機農産物について

### 1 規格の位置付け

有機農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産すること等を規定しており、栽培方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられる。

### 2 生産状況及び規格の利用実態

有機農産物の認定生産行程管理者数 : 2,137

有機農産物の認定外国生産行程管理者数 : 813

(参考：全国農家数：1,679,000)

注：認定（外国）生産行程管理者数は、平成23年5月末現在において報告があったものについて平成23年3月31日分まで集計した数

全国農家数は、農業構造動態調査結果の農業経営体数（平成23年2月1日現在）

### 有機農産物格付数量

(単位：トン)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付
野菜	36,164	173,819	37,644	167,230	36,854	188,633
果実	2,050	76,622	2,436	24,593	2,506	85,255
米	11,278	13,896	11,565	32,398	10,976	14,558
麦	883	83,230	782	7,059	890	8,005
大豆	1,318	93,878	939	90,371	1,035	103,784
その他豆類	186	25,424	141	40,008	117	40,043
雑穀類	62	25,241	168	15,670	74	33,090
緑茶（荒茶）	1,754	255	1,873	5	2,088	780
その他茶葉	6	587	10	227	84	755
コーヒー生豆	0	6,866	0	4,636	0	8,622
ナッツ類	0	8,263	0	13,600	1	14,446
さとうきび	25	1,366,243	7	212,674	14	238,866
こんにゃく芋	1,104	869	932	385	993	445
パームフルーツ	0	64,833	0	60,198	0	78,157
カエデの樹液	—	—	—	—	0	43,095
その他の農産物	1,333	41,237	845	35,151	783	11,409
計	56,164	1,981,262	57,342	704,204	56,415	869,943

注：外国で格付された有機農産物は、主に外国で有機加工食品の原材料として使用されている。また、有機農産物として日本以外に輸出されたもの及び有機加工食品以外の食品に加工されたものも含まれる。

農産物の国内総生産量及び有機格付数量

(単位：トン)

区 分	平成21年度			平成22年度		
	総生産量	国内格付数量	有機の割合	総生産量	国内格付数量	有機の割合
野菜	15,958,000	37,644	0.24%	11,733,000	36,854	0.31%
果実	3,379,000	2,436	0.07%	2,937,000	2,506	0.09%
米	8,474,000	11,565	0.14%	8,554,000	10,976	0.13%
麦	853,000	782	0.09%	732,000	890	0.12%
大豆	230,000	939	0.41%	223,000	1,035	0.46%
緑茶(荒茶)	86,000	1,873	2.18%	85,000	2,088	2.46%
その他の農産物	108,000	2,103	1.95%	125,000	2,065	1.65%
計	29,088,000	57,342	0.20%	24,389,000	56,415	0.23%

注：総生産量は食料需給表(確定値)(緑茶(荒茶)の総生産量は農林水産省統計部の公表値)

他法令等での引用：酒類における有機等の表示基準

(平成12年12月26日国税庁告示第7号)

3 将来の見通し

国内の有機の割合は微増傾向にあり、今後も同様な傾向が続くと考えられる。

4 国際的な規格の動向

国際的な規格として、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」(1999年制定)がある。

コーデックス食品表示部会において、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されている。

## 有機農産物の日本農林規格の改正概要

### 1 定義の改正

- きのこ類の栽培場の定義を新設する。  
(第3条 定義：改正部分抜粋)

改正案		現行	
用語	定義	用語	定義
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌、 <u>植物又はきのこ類</u> に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌又は <u>植物</u> に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
栽培場	<u>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。</u>	[新設]	[新設]

### 2 生産の方法についての基準の改正

#### (1) 事項の変更及び新設

- きのこ類の栽培場、種菌及び栽培場における栽培管理について、きのこ類以外の農産物と分けて記載することとし、事項を整理する。  
(第4条 生産の方法についての基準：事項抜粋)

改正案	現行
ほ場	ほ場又は採取場
栽培場	[新設]
採取場	[新設]
ほ場使用する種子又は苗等	ほ場使用する種子、 <u>苗等又は種菌</u>
種菌	[新設]
(略)	ほ場における肥培管理
栽培場における栽培管理	[新設]
ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	ほ場における有害動植物の防除
(略)	一般管理
(略)	育苗管理
(略)	収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

#### (2) きんこ類の生産の方法

- きのこ類は、他の農産物とは生産条件が異なることから、きのこ類の栽培場、種

菌及び栽培場における栽培管理についての基準を明記する。

(第4条 生産の方法についての基準：きのこ類に係る改正部分抜粋)

改正案		現 行	
事 項	基 準	事 項	基 準
ほ 場	<p>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p><u>1</u> 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は<u>苗等の項</u>、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p><u>2</u> 転換期間中のほ場（<u>1</u>に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であつて、<u>1</u>に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は<u>苗等の項</u>、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場</p>	ほ場又は採取場	<p><u>1</u> ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p><u>(1)</u> 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、<u>苗等又は種菌の項</u>、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p><u>(2)</u> 転換期間中のほ場（<u>(1)</u>に規定するほ場への転換を開始したほ場であつて、<u>(1)</u>に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子、<u>苗等又は種菌の項</u>、ほ場における肥培管理の項、</p>

	における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。		ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。
栽培場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。	[新設]	[新設]
採取場	周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。	[新設]	2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。
ほ場に使用する種子又は苗等	【きのこ類以外について記載】 (詳細は後述)	ほ場に使用する種子、 <u>苗等</u> 又は <u>種菌</u>	1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、 <u>苗等</u> (苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部 (種子を除く。)) で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。) <u>又は種菌</u> であること。 2 1の種子、 <u>苗等</u> <u>又は種菌</u> の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、 <u>苗等</u> <u>又は種菌</u> の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な <u>苗等</u> <u>又は天然物</u>



			<p>質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 <u>1</u> 及び <u>2</u> に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>
種 菌	<p><u>1</u> この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は<u>以下に掲げる種菌であること。</u></p> <p><u>2</u> この表栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> 又は <u>2</u> に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、<u>使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>2</u> の種菌の入手が困難な場合は、<u>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p><u>4</u> <u>2</u> 及び <u>3</u> に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表3の種菌培養資材を使用して培養</p>	[新設]	[新設]

	<p>された種菌を使用することができる。</p> <p><u>5 1から4までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u></p>		
ほ場における肥培管理	<p>【きのこ類以外について記載】 (詳細は後述)</p>	ほ場における肥培管理	<p><u>1</u> 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>
<u>栽培場における栽培管理</u>	<p>きのこ類の生産に用いる資材にあっては、次の<u>1から3</u>までに掲げる基準に適合していること。ただし、<u>堆肥栽培</u>きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</p> <p><u>1</u> 原木、おがこ、チップ、駒</p>	[新設]	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。ただし、<u>たい肥栽培</u>きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 樹木に由来する資材につ</p>

<p>等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 <u>2の(1)</u>に掲げる基準に従ってきのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ、<u>廃菌床</u>等については、これらを<u>堆肥、飼料等</u>に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</p>	<p>いては、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>(3) (2)アに掲げる基準に従ってきのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</p>
---	---

(別表3 種菌培養資材) [新設]

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

(3) きのか類以外の生産の方法

- ・ シーダーテープの使用についての記載を一般管理の項からほ場に使用する種子又は苗等の項へ移動する。
- ・ 有機種苗の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合の有機以外の種苗の使用について細かく規定する。ただし、有機以外の種苗が使用可能な場合であっても、植え付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的な肥料及び農薬が使用されていない種苗に限ることとする。
- ・ ほ場に外部から生物(有用微生物、ミミズ等)を導入できることとする。

(第4条 生産の方法についての基準：きのこ類以外に係る改正部分抜粋)

改正案		現行	
事項	基準	事項	基準
ほ場に使用する種子又は苗等	1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準	ほ場に使用する種子、苗等又は種菌	1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合す

に適合する種子(コットンサ  
ンダーに由来する再生繊維を  
原料とし、製造工程において  
化学的に合成された物質が添  
加されていない農業用資材に  
帯状に封入されたものを含む

⇒又は苗等(苗、苗木、穂木、  
台木その他植物体の全部又は  
一部(種子を除く。))で繁殖の  
用に供されるものをいう。以  
下同じ。))であること。

- 2 1の種子若しくは苗等の入  
手が困難な場合又は品種の維  
持更新に必要な場合は、使用  
禁止資材を使用することなく  
生産されたものを、これらの  
種子若しくは苗等の入手が困  
難な場合又は品種の維持更新  
に必要な場合は、種子繁殖す  
る品種にあつては種子、栄養  
繁殖する品種にあつては入手  
可能な最も若齢な苗等であつ  
て、は種又は植え付け後にほ  
場で持続的効果を示す化学的  
に合成された肥料及び農薬  
(別表1又は別表2に掲げる  
ものを除く。))が使用されてい  
ないものを使用することがで  
きる(は種され、又は植え付  
けられた作期において食用新  
芽の生産を目的とする場合を  
除く。))。

- 3 1及び2に掲げる種子又は  
苗等の入手が困難な場合であ  
り、かつ、次のいずれかに該  
当する場合は、は種又は植え  
付け後にほ場で持続的効果を  
示す化学的に合成された肥料  
及び農薬(別表1又は別表2  
に掲げるものを除く。))が使用

る種子、苗等(苗、苗木、穂  
木、台木その他植物体の全部  
又は一部(種子を除く。))で繁  
殖の用に供されるものをい  
う。以下同じ。))又は種菌であ  
ること。

- 2 1の種子、苗等又は種菌の  
入手が困難な場合は、使用禁  
止資材を使用することなく生  
産されたものを、これらの種  
子、苗等又は種菌の入手が困  
難な場合は、種子繁殖する品  
種にあつては種子、栄養繁殖  
する品種にあつては入手可能  
な最も若齢な苗等又は天然物  
質若しくは化学的処理を行っ  
ていない天然物質に由来する  
培養資材を使用して生産され  
た種菌を使用することができ  
る(は種され、又は植え付け  
られた作期において食用新芽  
の生産を目的とする場合を除  
く。))。

[新設]

	<p>されていない苗等を使用することができる。</p> <p>(1) <u>災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合</u></p> <p>(2) <u>種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合</u></p> <p>4 <u>1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、種子については、<u>コットンリンターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に带状に封入されたものを含む。</u></u></p>	<p>3 <u>1及び2に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u></p>
<p>ほ場における肥培管理</p>	<p>当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する<u>堆肥</u>の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないもの</p>	<p>ほ場における肥培管理</p> <p>1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する<u>たい肥</u>の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>

--	--

に限る。)を導入することができる。

(経過措置 種苗に関する部分抜粋)

新経過措置案	現行経過措置
<p>この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場に使用する種子又は苗等の項の規定にかかわらず、ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにゃくいもの生産において同項の基準に適合する苗等の入手が困難な場合には、<u>当分の間、は種又は植え付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等(組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)</u>を使用することができる。</p>	<p>第4条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項の基準に適合する種子又は苗等の入手が困難な場合は、<u>当分の間、同項の規定にかかわらず、同項の基準に適合する種子又は苗等以外のもの（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)</u>を使用することができる。</p>

(4) ほ場又は栽培場における有害動植物の防除

- 紙マルチの使用についての記載を一般管理の項からほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項へ移動し、プラスチックマルチについて使用後に取り除く場合は使用可能であることを規定する（現行Q&Aの内容）。

(第4条 生産の方法についての基準：有害動植物の防除に係る改正部分抜粋)

改 正 案		現 行	
事 項	基 準	事 項	基 準
<p>ほ場又は栽培場における有害動植物の防除</p>	<p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、<u>古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）</u>若しくはプラスチックマルチ</p>	<p>ほ場における有害動植物の防除</p>	<p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制す</p>

	<p>(使用後に取り除くものに限る。)を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。)、生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)に限り使用することができる。</p>	<p>る微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)に限り使用することができる。</p>
<p>一般管理</p>	<p>土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施さないこと。</p>	<p>一般管理</p> <p>土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材(古紙に由来する農業用資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。))及び種子が帯状に封入された農業用資材(コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)を除く。)を施さないこと。</p>

(5) 育苗管理

- ・ 育苗に使用する土壌の条件をほ場の条件と同様に過去2年以上の間、使用禁止資材が飛来、流入又は使用されていない土壌とする

(第4条 生産の方法についての基準：育苗管理の項抜粋)

事 項	改 正 案		現 行	
	基	準	基	準
育苗管理	<p>育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、<u>ほ場又は栽培場</u>における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</p> <p>1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌</p> <p>2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌</p> <p>3 （略）</p>		<p>育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</p> <p>1 この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌</p> <p>2 過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌</p> <p>3 別表1の肥料及び土壌改良資材</p>	

(6) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程

- ・ 有害動植物の防除目的で使用可能な薬剤について、有機加工食品のJAS規格別表2の引用をやめ、有機農産物の規格中に別表を新設する。
- ・ 調製用等資材について、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る条件を削除する。

(第4条 生産の方法についての基準：収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項抜粋)

事 項	改 正 案		現 行	
	基	準	基	準
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その	<p>1 この表ほ場の項、<u>栽培場の項、採取場の項</u>、ほ場使用する種子又は苗等の項、<u>種菌の項</u>、ほ場における肥培管理の項、<u>栽培場における栽培管理の項</u>、<u>ほ場又は栽培</u></p>		<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場使用する種子、<u>苗等又は種菌</u>の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の</p>	



<p>他の収穫 以後の工 程に係る 管理</p>	<p>場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表4の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>	<p>項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>3 放射線照射を行わないこと。</p> <p>4 この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>
--------------------------------------	---	--

### 3 有機農産物の名称の表示の改正

- ・ 転換期間中の表示は、シールでの対応がしやすいように、名称又は商品名の表示に近接した場所に記載することとする。

(第5条 有機農産物の名称の表示：改正部分抜粋)

改正案	現 行
<p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、<u>名称又は商品名の表示されている箇所</u>に<u>近接した箇所</u>に「転換期間中」と記載すること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。</p> <p>(1) 「有機農産物」</p> <p>(2) 「有機栽培農産物」</p> <p>(3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」</p> <p>(4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」</p> <p>(5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」</p> <p>(6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」</p> <p>(7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」</p> <p>(注)「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。</p> <p>2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、<u>前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に</u>「転換期間中」と記載すること。</p> <p>3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。</p>

4 資材の改正

(1) 肥料及び土壌改良資材

- ・ 使用可能な肥料及び土壌改良資材について、追加及び削除を行う。

(別表1 肥料及び土壌改良資材：改正部分抜粋)

改正案		現 行	
肥料及び土壌改良資材	基 準	肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	<del>建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く。</del> <u>植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。</u>	植物及びその残さ由来の資材	[新設]

バーク堆肥	(略)	バークたい肥	(略)
メタン発酵消化液（ <u>汚泥肥料を除く。</u> ）	<u>家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。</u>	[新設]	[新設]
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。	塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
軽焼マグネシア		[新設]	
塩基性スラグ	<u>トーマス製鋼法により副生するものであること。</u>	塩基性スラグ	

(2) 農薬

- ・ 使用可能な農薬について、追加及び削除を行う。

(別表2 農薬：改正部分抜粋)

改正案		現行	
農薬	基準	農薬	基準
<u>天敵等生物農薬・銅水和剤</u>		[新設]	
二酸化炭素くん蒸剤	<u>(略)</u>	二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場 合に限ること。
<u>炭酸カルシウム水和剤</u>	<u>銅水和剤の薬害防止に使用する場 合に限ること。</u>	[新設]	[新設]
<u>ミルベメクチン乳剤</u>		[新設]	
<u>ミルベメクチン水和剤</u>		[新設]	
<u>スピノサド水和剤</u>		[新設]	
<u>スピノサド粒剤</u>		[新設]	
<u>還元澱粉糖化物</u>		[新設]	

液剤			
----	--	--	--

(3) 薬剤

- ・ 収穫後の調製のための施設等の有害動植物の防除に使用する薬剤について、有機加工食品の規格の別表の引用をやめ、有機農産物の規格に薬剤の別表を新設する。

(別表4 薬剤 [新設])

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	<u>共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ケイ酸ナトリウム	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
<del>重 曹</del>	
カリウム石鹼（軟石鹼）	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
エタノール	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ホウ酸	<u>容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
フェロモン	<u>昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
カプサイシン	<u>忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

(4) 調製用等資材

- ・ 使用可能な調製用等資材について、追加及び削除を行う。

(別表5 調製用等資材：改正部分抜粋)

改 正 案		現 行	
調製用等資材	基 準	調製用等資材	基 準
[削る。]		<u>炭酸カルシウム</u>	
[削る。]		<u>水酸化カルシウム</u>	
[削る。]		<u>カゼイン</u>	
[削る。]		<u>ゼラチン</u>	
[削る。]		<u>タルク</u>	
[削る。]		<u>ベントナイト</u>	
[削る。]		<u>カオリン</u>	
<u>ケイソウ土</u>		<u>ケイソウ土</u>	
[削る。]		<u>パーライト</u>	
[削る。]		<u>L-酒石酸</u>	

[削る。]		<u>L-酒石酸水素カリウム</u>	
[削る。]		<u>L-酒石酸ナトリウム</u>	
[削る。]		<u>アイシングラス</u>	
[削る。]		<u>ヘーゼルナッツの殻</u>	
<u>オゾン</u>		[新設]	
<u>コーンコブ</u>		[新設]	
<u>次亜塩素酸水</u>	<u>食塩水を電気分解したものであること。</u>	[新設]	[新設]
<u>食塩</u>		[新設]	
<u>食酢</u>		[新設]	
<u>炭酸水素ナトリウム</u>		[新設]	

5 たまねぎの育苗用土に使用する粘度調整用資材について

- ・ 粘度調整用資材について、北海道庁等において代替資材の開発が行われている。実用化のために期間が必要なことから、経過措置を延長する。

(経過措置 たまねぎの育苗用土に関する部分抜粋)

新経過措置案	現行経過措置
<u>この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合には、当分の間、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。</u>	<u>この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。</u>

改 正 案	現 行																												
<p>有機農産物の日本農林規格 （目的） 第1条（略） （有機農産物の生産の原則） 第2条（略）</p> <p>（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農産物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌、<u>植物又はきのこ類</u>に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td><u>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（生産の方法についての基準） 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場</td> <td>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機農産物	（略）	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌、 <u>植物又はきのこ類</u> に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	組換えDNA技術	（略）	栽培場	<u>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。</u>	事 項	基 準	ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。	<p>有機農産物の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機農産物の生産の原則） 第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。 (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農産物</td> <td>次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌<u>又は植物</u>に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（生産の方法についての基準） 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場又は採取場</td> <td><u>1. ほ場については、</u>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当す</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌 <u>又は植物</u> に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	[新設]	[新設]	事 項	基 準	ほ場又は採取場	<u>1. ほ場については、</u> 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当す
用 語	定 義																												
有機農産物	（略）																												
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌、 <u>植物又はきのこ類</u> に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。																												
組換えDNA技術	（略）																												
栽培場	<u>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。</u>																												
事 項	基 準																												
ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。																												
用 語	定 義																												
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。																												
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌 <u>又は植物</u> に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。																												
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。																												
[新設]	[新設]																												
事 項	基 準																												
ほ場又は採取場	<u>1. ほ場については、</u> 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当す																												

	<p>1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>2 転換期間中のほ場（1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であって、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p>		<p>るものであること。</p> <p>(1) 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>(2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p>
<p>栽培場</p>	<p>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>採取場</p>	<p>周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>	<p>[新設]</p>	<p>2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>
<p>ほ場に使用する種子又は苗等</p>	<p>1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子（<u>コットンシリンダーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。</u>）又は苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、は種又は植え付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていないものを使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする</p>	<p>ほ場に使用する種子、苗等又は種菌</p>	<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は種菌であること。</p> <p>2 1の種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等又は天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p>

	<p>場合を除く。)</p> <p>3 <u>1及び2に掲げる種子又は苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、は種又は植え付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等を使用することができる。</u></p> <p>(1) 災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合</p> <p>(2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合</p> <p>4 <u>1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1から3までに掲げる種子については、<u>コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。</u></u></p>		<p>[新設]</p> <p>3 <u>1及び2に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u></p>
種菌	<p>1 <u>この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。</u></p> <p>2 <u>この表栽培場における栽培管理の項1又は2に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p>3 <u>2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p>4 <u>2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表3の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p>5 <u>1から4までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u></p>	[新設]	[新設]
ほ場における肥培管理	<p>当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する<u>堆肥</u>の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺<u>以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。</u></p>	ほ場における肥培管理	<p>1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する<u>たい肥</u>の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>



<p>栽培場における栽培管理</p>	<p>きのご類の生産に用いる資材にあつては、次の1から3までに掲げる基準に適合していること。ただし、<u>堆肥栽培</u>きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</p> <p>1 <u>原木、おがこ、チップ、駒等の樹木</u>に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</p> <p>2 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。</p> <p>(1) 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。）</p> <p>(2) 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）</p> <p>(3) 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）</p> <p>(4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの</p> <p>3 2の(1)に掲げる基準に従ってきのご類を生産する過程で産出される廃ほだ、<u>廃菌床等</u>については、これらを<u>堆肥、飼料等</u>に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</p>	<p>[新設]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、きのご類の生産に用いる資材にあつては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。ただし、<u>たい肥栽培</u>きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</p> <p>(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。</p> <p>ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。）</p> <p>イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）</p> <p>ウ 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）</p> <p>エ 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの</p> <p>(3) <u>2ア</u>に掲げる基準に従ってきのご類を生産する過程で産出される廃ほだ等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</p>
<p>ほ場又は栽培場における有害動植物の防除</p>	<p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、<u>古紙に由来するマルチ</u>（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくは<u>プラスチックマルチ</u>（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方</p>	<p>ほ場における有害動植物の防除</p> <p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限</p>

	法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。		り使用することができる。
一般管理	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。	一般管理	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材（古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を除く。）を施さないこと。
育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、 <u>ほ場又は栽培場</u> における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 （略）	育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 1 この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表ほ場の項、 <u>栽培場の項</u> 、 <u>採取場の項</u> 、ほ場に使用する種子又は苗等の項、 <u>種菌の項</u> 、ほ場における肥培管理の項、 <u>栽培場における栽培管理の項</u> 、 <u>ほ場又は栽培場</u> における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表4の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 3 （略） 4 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い	収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる

生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の名称の表示)

第5条 (略)

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。

3 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	<del>建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く。</del> 植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	(略)
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	(略)
発酵した食品廃棄物由来の資材	(略)
バーク堆肥	(略)
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、 <u>し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。</u>

基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注) 「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表1 [新設]

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	[新設]
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[新設]	[新設]

グ ア ノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	(略)
炭酸カルシウム	(略)
塩化加里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	(略)
硫酸加里苦土	(略)
天然りん鉱石	(略)
硫酸苦土	(略)
水酸化苦土	(略)
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	(略)
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	(略)
消石灰	(略)
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	(略)
岩石を粉碎したもの	(略)
木炭	(略)
泥炭	(略)
ベントナイト	(略)
パーライト	(略)

グ ア ノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉碎したものであること。
[新設]	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

ゼオライト	(略)
パーミキュライト	(略)
けいそう土焼成粒	(略)
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉍さいけい酸質肥料	(略)
よう成りん肥	(略)
塩化ナトリウム	(略)
リン酸アルミニウムカルシウム	(略)
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	(略)

別表2 農薬

農薬	基準
----	----

ゼオライト	と。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	[新設]
鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

別表2 [新設]

農薬	基準
----	----

除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	(略)
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	(略)
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	(略)
生石灰	(略)
天敵等生物農薬	
<u>天敵等生物農薬・銅水和剤</u>	
性フェロモン剤	(略)
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	(略)
二酸化炭素くん蒸剤	<u>(略)</u>
ケイソウ土粉剤	(略)
食酢	

除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬 [新設]	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	

燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルバメクチン乳剤	
ミルバメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	

別表3 種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

別表4 薬剤

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム重曹	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

（注）薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基 準
[削る。]	

燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
[新設]	[新設]
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	

[新設]

[新設]

別表3 [新設]

調製用等資材	基 準
炭酸カルシウム	

[削る。]	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
[削る。]	
[削る。]	
活性炭	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
<u>ケイソウ土</u>	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
クエン酸	
微生物由来の調製 用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
[削る。]	
植物油脂	
樹皮成分の調製品	
[削る。]	
エチレン	(略)
硫酸アルミニウム カリウム	(略)
オゾン	
コーンコブ	
次亜塩素酸水	<u>食塩水を電気分解したものであること。</u>
食塩	
食酢	
炭酸水素ナトリウ ム	

<u>水酸化カルシウム</u>	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
<u>L-酒石酸</u>	
<u>L-酒石酸水素カ リウム</u>	
<u>L-酒石酸ナトリ ウム</u>	
クエン酸	
微生物由来の調製 用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
アイシングラス	
植物油脂	
樹皮成分の調製品	
<u>ヘーゼルナッツの 殻</u>	
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。 バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウム カリウム	
[新設]	
[新設]	
[新設]	[新設]
[新設]	
[新設]	
[新設]	

附 則  
(施行期日)



[削る。]

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機農産物の格付については、この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格の規定の例によることができる。
- 3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項基準の欄2中「過去3年以上の間、周辺」とあるのは、「周辺」と読み替えて適用する。
- 4 第4条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項の基準に適合する種子又は苗等の入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項の基準に適合する種子又は苗等以外のもの(組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)を使用することができる。

附 則 (平成18年10月27日農林水産省告示第1463号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格(以下「新有機農産物規格」という。)別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄1に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。
- 3 新有機農産物規格第4条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、古紙に由来する農業用資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。
- 4 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、別表3エチレンの項中「バナナ」とあるのは、「バナナ及びキウイフルーツ」と読み替えるものとする。

附則(平成21年8月27日農林水産省告示第1180号) 抄

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

(最終改正の施行期日)

平成21年8月27日農林水産省告示第1180号については、平成21年10月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場に使用する種子又は苗等の項

の規定にかかわらず、ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにやくいもの生産において同項の基準に適合する苗等の入手が困難な場合には、当分の間、は種又は植え付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）を使用することができる。

3 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合には、当分の間、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

## 農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成23年10月11日（火）11時～

場所：農林水産省第3特別会議室

日時：平成23年10月12日（水）13時～

場所：東京地域センター会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

○ 日本農林規格の見直しについて <11日>

- ・素材の日本農林規格

○ 日本農林規格の見直しについて

<11日>

- ・有機畜産物の日本農林規格
- ・有機飼料の日本農林規格

<12日>

- ・有機農産物の日本農林規格
- ・有機加工食品の日本農林規格

### 3 閉 会

---

#### 配布資料

- 1 日本農林規格の見直しについて「素材」（案）
- 2 日本農林規格の見直しについて「有機畜産物」（案）
- 3 日本農林規格の見直しについて「有機飼料」（案）
- 4 日本農林規格の見直しについて「有機農産物」（案）
- 5 日本農林規格の見直しについて「有機加工食品」（案）
- 6 JAS規格の制定・見直しの基準

#### 参考資料

有機関係統計資料

# 農林物資規格調査会部会委員名簿 (有機農産物等)

## 農林物資規格調査会委員

う け だ ひろゆき 受 田 浩 之	国立大学法人 高知大学副学長
な か た にまさかず 仲 谷 正 員	日本チェーンストア協会食品委員会委員
の の や ま あ り さ 野々山 有 紗	消費者 (公募委員)
ま る や ま ゆたか 丸 山 豊	特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会理事長

## 農林物資規格調査会専門委員

あ べ あきら 阿 部 亮	元日本大学生物資源科学部 教授
あ り ふ く ゆう いち 有 福 雄 一	株式会社エコデザイン認証センター顧問
い おか とも こ 井 岡 智 子	消費科学連合会企画委員
か とう かず お 加 藤 和 男	特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会事務局長
が も う え み 蒲 生 恵 美	消費者 (公募委員)
か わ だ う ま え のぶこ 河 道 前 伸 子	全国消費者協会連合会 食品安全対策委員会委員長
さ わ き さ え こ 澤 木 佐 重 子	社団法人 全国消費生活相談員協会
た ま る こ 田 丸 せ つ 子	全国生活学校連絡協議会監事
な か じ ま れ い こ 中 嶋 玲 子	消費者 (公募委員)
な か だ え り こ 仲 田 恵 利 子	関西生活者連合会理事
は た の たけし 波 多 野 豪	国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科教授
ほ り え み や こ 堀 江 雅 子	一般財団法人ベターホーム協会
む ら か み ゆずる 村 上 譲	日本食生活学会理事
よ ね く ら けん いち 米 倉 賢 一	有機稲作研究所所長

(五十音順、敬称略)

# パブリック・コメント等募集結果

## 有機農産物の日本農林規格の一部改正案

### 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H23.11.14～12.13）

(1) 受付件数 34件（個人12、団体13、企業9）

(2) 意見と考え方  
別紙のとおり

### 2. 事前意図公告等によるコメント（募集期間：H23.11.4～H24.1.2）

(1) 受付件数 1件（ニュージーランド）

(2) コメントの内容等

植物に重大な病害虫が発生した場合等緊急時に別表2以外の農薬を使用することは、EUや米国の有機基準でも認められており、JAS規格においても緊急時の対応についての条件を追加してほしい旨の意見があった。有機農産物の生産は、化学的に合成された農薬の使用を避けることを基本としており、耕種的防除、物理的防除、生物的防除等では効果的な防除が行えない場合に限り使用可能な農薬を別表2に記載しているところであり、別表2以外の農薬を使用した農産物を有機農産物として販売することは、消費者の理解が得られにくいと考えることから条件の追加はしない旨回答予定。

別表3の調製用等資材から削除された資材はコーデックスガイドラインでは使用が認められている資材であるため、削除の理由について知りたい旨の質問があった。JAS規格は、有機農産物と有機加工食品とで規格が分かれており、有機農産物の生産に使用しない資材は削除することとした旨回答予定。

(別紙)

有機農産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方 (案)
第2条 有機農産物の生産の原則		
コーデックスガイドラインで示された原則と同様に、生物の多様性の維持増進、資源の循環利用等の重要性を規定してほしい。	2	有機農産物のJAS規格は、コーデックスガイドラインを踏まえて具体的な生産方法や表示方法を規定するもので、食料・農業・農村基本法や有機農業の推進に関する法律と同様に農業の自然循環機能の維持増進について規定しています。
可能な限り地域の再生可能な資源を利用した栽培管理を行うことを記載すべき。	1	生産の原則として、農業の自然循環機能の維持増進を図ることを規定しています。
第3条 定義		
使用禁止資材の定義を改正して、別表3、別表4、別表5の資材を盛り込んだものにすべき。これらの資材が使用禁止資材となってしまう、一般管理の項で問題が起きるため。	1	別表3、別表4及び別表5の資材については、土壌、植物又はきこの類に施される資材ではないこと等のため、使用禁止資材の定義に規定する必要がないと考えています。
この規格における「化学的処理」と「天然物質」の定義、「由来する」の許容範囲(薬剤添加したものも「由来するもの」に含まれるのか。)をきちんと出してほしい。とくに「化学的処理」と「天然物質」はこの第3条の定義に盛り込むべき。	1	Q&Aで解説することとします。
第4条 ほ場		
有機質肥料は速効性が無いことから、有機質肥料で“旨い茶”を作るには3年間の有機管理では短い。有機管理の期間等は野菜、果物、茶樹それぞれに適する期間を定めることが望ましいのではないか。	1	有機管理の期間は、コーデックスガイドラインに従って最低限の期間を規定したものであり、現行どおりとしています。

第4条 ほ場に使用する種子又は苗等		
1で定めている種苗とは、認定ほ場から生産された種苗だけを指しているのか、それとも非認定ほ場で有機農産物の日本農林規格に適合した管理をおこなって生産された種苗も含まれるのか。	1	1に規定する方法で生産された種菌であれば、認定ほ場から生産された種苗に限定していません。
シーダーテープは基準1の種子にしかかからないように読めるので、全ての種子に使えることが分かるように書いてほしい。	1	御意見を踏まえ、シーダーテープは全ての種子に使用可能である旨規定しています。
マルチ、シーダーテープについては、一部の原料に制限している理由に説得力がない。生分解性のマルチ、シーダーテープや再生紙原料のシーダーテープも認めるべき。現行の制限を続けるのであれば、原料の違いによるそれぞれの環境影響評価、生産物への影響評価の試験を行い、その結果を科学的な見地で評価したうえで制限すべき。	1	生分解性のマルチ、シーダーテープは天然物質に由来するものでないこと、再生紙原料のシーダーテープは接着剤として化学的に合成された物質が使用されていることから、使用は認められていません。
ほ場に使用する種子又は苗等の項2の「使用禁止資材を使用することなく生産された」とは、栽培の段階での使用禁止資材の使用を制限しているものなのか、それとも採種した後に販売に供するためにおこなう調製（種子消毒、コーティング処理等）の工程段階の制限をしているものかについて明示してほしい。	1	「使用禁止資材を使用することなく生産されたもの」とは、種子の場合、採種した後に使用禁止資材で種子消毒やコーティング処理を行っていないもの、苗の場合、育苗の段階で使用禁止資材を使用していないもののことです。
ほ場に使用する種子又は苗等の項について分かりやすく解説してほしい。	2	Q&Aで解説することとします。
種苗に施された化学合成肥料や種子消毒剤は多少ともある期間、ほ場で効果があり、「持続的効果を示す」の意味が不明なので、具体的に示すべき。	7	Q&Aで解説することとします。
持続的効果を示す資材が使用されていないものとは、樹脂等で被覆された緩効性の化学肥料及び粒状で持続的効果のある化学合成農薬のことを指しており、種子消毒及びコート種子は現行と同様に除	4	種子消毒された種子や化学肥料が添加されていないコート種子は、持続的効果を示す資材が使用された種子には含みません。

かれると理解してよいか。		
は種から短期間で収穫するベビーリーフなどは食用新芽と同じ扱いの方が消費者の信頼を得られるのではないか。	1	種苗については、原則はあくまでも有機の生産の方法についての基準に適合するものを使用することとしており、できる限りこの原則に従った生産方法で栽培することとしています。
3の災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合の購入苗においても化学合成肥料が施用された培土等で育苗された苗は使用不可とすべき。	1	災害、病虫害等で植え付ける苗等がない場合であっても、入手可能な場合には、有機の生産の方法についての基準に適合する種苗や使用禁止資材を使用せずに生産された種苗を使用することとしています。
災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合の「ない場合」は「入手困難な場合」とした方がよいのではないか。	1	災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合としては、有機の生産の方法についての基準に適合する種苗や使用禁止資材を使用せずに生産された種苗が入手できない場合であって、かつ、自家採種や自家育苗の種苗が、災害、病虫害等によりできなかった場合を想定してこのように規定しています。
育苗施設が被災し、一年以上使用不可となった場合も「災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合」に該当するか。	1	該当します。
「災害、病虫害等により」の「等」については、育苗の失敗を含むか。	1	含みます。
今後、有機適合種子や苗は外部委託や購入による入手が増える傾向にある。既に有機苗として販売しているホームセンターもある。その場合の農林規格の適合性はどのように確認するのかを示してほしい。	1	Q&Aで解説することとします。
種苗の遺伝子組み換え情報は農家が事前に把握することは困難な現状であるので、使用する前に国が情報を公開すべきではないか。	1	遺伝子組換え農産物で既に国内で生産等が認められている品種については、農林水産省及び環境省において公開されています。



第4条 種菌		
種菌の項が新たに設定されたが、この項が適用される具体的な範囲が規格では明確になっていない。食用とする子実体を得るためのほだ木、菌床などによる培養のために植え付ける種菌の培養のこのみを指し、さらに遡った培養（例えば品種の維持のための培養）までは問わないということによいか。Q&Aで種菌の範囲について例示していただけるとわかりやすい。	1	Q&Aで解説することとします。
きのこ類であっても、組換えDNA技術を用いたものは、自然な方法によって生産された農作物とはいえず、有機農産物として認めるべきではない。種菌についても、組換えDNA技術を用いたものを使用してはならないこととすべき。	1	御意見を踏まえ、組換えDNA技術を用いて生産された種菌は使用できない旨規定しています。
第4条 ほ場における肥培管理		
有機肥料であっても堆肥を必要以上に使用すれば、環境汚染につながり、有機農業の本来のあり方とはいえないため、ほ場における肥培管理の項に「堆肥を使用する場合は、地球環境への影響を最小限にとどめるため、必要最小限の量のみを使用すること。」という文章をいれるべき。	1	ほ場における肥培管理は、当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用等を基本としており、現行どおりとしています。
「生物の導入」とはミミズの他、「有用微生物又は小動物」のことも含まれるか。	2	含みます。
生物や土壌動物の増殖に用いた資材・培地などの判断基準等があれば明示してほしい。	1	Q&Aで解説することとします。
当該ほ場若しくはその周辺以外から生物を導入することができる旨記載されたが、ほ場周辺以外からとなると遠方より元々地域に生息していなかった生物も導入可能となり、導入した生物の増殖の度	1	海外からの生物導入は、生態系の悪影響を考慮して「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき制限されています。

<p>合いによっては作物や生態系に悪影響を及ぼす可能性がないとはいえないので、導入可能な具体的な生物名を明記するか規制をする文面を付け加えるべき。</p>		
<p>ほ場における肥培管理として、ほ場に豚や鶏を一定期間放すことで、掘り起こしたり糞尿が入り、農地の生産力の増強を行う方法も認められるか。</p>	1	認められます。
<p>第4条 栽培場における栽培管理</p>		
<p>きのこ類の生産に使用する樹木由来資材は地域内の資源に由来することを規定すべき。</p>	2	生産の原則において、農業の自然循環機能の維持増進を図ることを規定しています。
<p>駒については、自家生産は難しいため、種菌メーカーの生産したものを使用することが多いと思われる。種菌メーカーにおいて、過去3年以上周辺から使用禁止資材が飛来していない等の基準に適合する樹木等の入手は可能か。</p>	1	可能です。
<p>原木栽培の種駒は、木片の駒とおがくずの駒の2種類があるが、おがくずの駒には様々な栄養体（米ぬかやトウモロコシ等）が混入される。これらの有機性を確保することが必要。</p>	1	おがくずの駒に混入されるものについては、樹木に由来する資材以外の資材として、有機農産物のJAS規格の生産の方法についての基準に従って栽培された資材等を使用することを定め、有機性を確保しています。
<p>きのこ類の生産に用いる資材の書きぶりが樹木と有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料由来が示されているが、樹木と同様の条件の雑草類も含めるべきである。規格上に明確になっていない。</p>	1	栽培場における栽培管理の項2の樹木に由来する資材以外の資材に雑草類を含みます。
<p>第4条 ほ場又は栽培場における有害動植物の防除</p>		
<p>「物理的防除」として、コーンスターチを塗布したマルチは認められるのではないか。</p>	2	接着防止のために微量のコーンスターチが塗布されているプラスチックマルチ及び活性炭の分散剤として微量のコーンスターチが添加されている紙マルチは使用可能です。

水田の有機栽培で、米ぬか、屑大豆、オカラなどを利用して行う雑草抑制を認めてほしい。	2	Q&Aで解説することとします。
捕食動物・寄生微生物の導入のために、別表2の農薬を利用して得た有害動植物の弱った個体や死んだ個体をまくことを許容してほしい。	1	Q&Aで解説することとします。
「有害動植物」という用語は、ウイルスや菌類を含まないことになり、不正確なので「病害虫及び有害生物」とすべき。	1	植物防疫法において有害植物には真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスを含むとしており、JAS規格においても同様の取扱いをしています。
第4条 一般管理		
ネギのチェーンポットは紙でできており、現行規格では使用禁止資材になるが、紙マルチと同様に認めてほしい。	1	紙製のポットは使用禁止資材である接着剤が使用されていることから、使用できません。
第4条 育苗管理		
有機ほ場への転換を開始したほ場に直接は種する場合は有機的な管理が認められるが、当該ほ場の土を育苗土に用いるポット等で発芽させた後に当該ほ場に移植した場合には認められないと誤解される規定となっている。当該土は育苗管理の基準に適合する土として認められることを明確化して誤解が生じないようにしてほしい。	1	Q&Aで解説することとします。
第4条 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理		
2の(1)の有害動植物の防除のただし書き「農産物への混入を防止すること。」は、別表2の二酸化炭素くん蒸剤やケイソウ土粉剤の使用方法与矛盾する。本則のこのただし書きを削除し、別表2、別表4の該当する薬剤にそれぞれ、基準として盛り込むべき。	1	Q&Aで解説することとします。
3の放射線照射とは、殺菌等の目的で	1	Q&Aで解説することとします。

<p>農産物に対し意図的に放射線を照射する行為であると理解しているが、規定上は明確ではないため、明確化して誤解が生じないようにすべき。</p>		
<p>4に「この表ほ場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。」とあるが、一般に薬物の包装などに使用されているボードン処理の袋は使用できるか。</p>	1	<p>ボードン処理の袋等包装資材については、食品衛生法で認められているものは使用可能です。</p>
<p>人の保健のために防除用医薬部外品を使用することができることを明示してほしい。</p>	2	<p>人の保健のための防除用医薬部外品については、農産物への混入をできる限り防止した上で使用可能です。</p>
<p>第5条 有機農産物の名称の表示</p>		
<p>玄米及び精米は、表面に「商品名」、裏面の一括表示欄に「名称」が記載されている場合が多い。有機農産物の「転換期間中」の表示箇所は、有機加工食品のJAS規格と同様に、商品名に近接した箇所に表示することを認めるべき。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、名称又は商品名に近接した箇所に「転換期間中」の表示が可能となるよう規定しています。</p>
<p>有機加工食品のJAS規格と同様に、「転換期間中」の表示の文字の大きさを規定すべき。</p>	1	<p>生鮮食品品質表示基準（容器に入れ、又は包装されたもののみ）、玄米及び精米品質表示基準で文字の大きさを定めているところにより表示することとなります。</p>
<p>有機農産物には一切の農薬を使用していないと思っている消費者が多い。別表2の農薬は一般栽培で使用される農薬と比べて環境への影響や人体・動物への悪影響が少ないものが多いとはいえ、使われるものは少ないに越したことはない。有機農産物も特別栽培農産物と同様に使用した農薬名や使用回数の表示を義務付けるべき。</p>	2	<p>有機農産物の規格では、農業の自然循環機能の維持増進を図ることを原則とした生産の方法を定めて、農薬の使用は、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合に限定して別表2のものに限り認められており、現行どおりとしています。</p>
<p>別表1 肥料及び土壌改良資材</p>		

<p>植物及びその残渣由来の資材の「建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く」の「由来」は分かりにくい。</p>	<p>2</p>	<p>御意見を踏まえ、「植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。」と規定しています。</p>
<p>市場に出回る大豆油粕、菜種油粕の多くは遺伝子組換えのものが大半であり、またそうでないものが一部混じっていたとしても、使う側に見極めが付かない現状。従って、明確にこの2資材については禁止し、NOGM表示のもののみ限定し使用を許可すべき。</p>	<p>1</p>	<p>別表1の肥料及び土壌改良資材については、その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限ることとしています。ただし、現在、大豆油粕等の「食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材」等については、原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難であることから、当分の間、これに該当する資材以外のものの使用が認められており、現行どおりとしています。</p>
<p>食品工場からの農畜水産物由来の資材で、豆乳工場からでのおからが使えるということを明確にしてほしい。</p>	<p>1</p>	<p>豆乳に消泡剤が使用されている場合は、「天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。」の基準に合致しないため、使用できません。</p>
<p>メタン発酵消化液を加えることについては、病原体の残存のおそれがあること、家畜糞尿に含まれる雑草種子などが拡散するおそれがあることから反対。もし加える場合には、上記2点に関して有効な手段等考慮した条件をつけるべきである。</p>	<p>5</p>	<p>メタン発酵消化液の原料からの発酵過程で、病原菌、衛生害虫、雑草の種子等は消化されることから、問題はないと考えています。</p>
<p>メタン発酵消化液の管理条件について、嫌気条件下でメタン発酵させたことを検査現場でどのように確認すればよいのか基準を示してほしい（温度、期間、攪拌等）。</p>	<p>6</p>	<p>メタン発酵消化液の管理条件については、原料や発酵条件により状況が異なることから、発酵した食品廃棄物資材等の場合と同じく、一律に定めることは考えていません。</p>
<p>メタン発酵消化液を食用作物の可食部分に使用しないこととあるが、この意味を明確にしてほしい。</p>	<p>5</p>	<p>「可食部分に使用しないこと」とは、地上部を食用にする農産物に直接散布しないことをいいます。</p>
<p>メタン発酵消化液の食用作物の可食部</p>	<p>1</p>	<p>御意見を踏まえ、し尿を原料とし</p>

<p>分への使用が制限されているが、人間の排せつ物以外を原料とするメタン発酵消化液の条件としては過剰である。人間の排せつ物由来に限定した条件とすべき。</p>		<p>たものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないことを規定しています。</p>
<p>草木灰の「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」という基準はわかりにくい。ため、原材料の草木の生育過程の化学資材使用を許容するよう基準の修正が必要。</p>	<p>1</p>	<p>Q &amp; Aで解説することとします。</p>
<p>塩化加里の基準の「化学的方法によらず」は、他の基準の「化学的処理を行っていない」とどう違うのか。海水や湖水も「天然物質」に含まれるのであれば、現行規格のままで問題はないはず。</p>	<p>1</p>	<p>表現の統一を図る観点から、塩化ナトリウムの規定と表現を合わせたものです。</p>
<p>有機肥料に添加された酸化防止剤は極微量であり、土壌劣化の原因にはなり得ないので認めてほしい。</p>	<p>1</p>	<p>酸化防止剤が土壌改良資材に必要な不可欠とは考えにくいことから、認められません。</p>
<p>「肥料の増粒材及び固結防止剤」の基準には化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであることとあり、「乳酸」の基準には育苗用土等のpH調整に使用する場合に限るとあるが、化学的処理を行っていない天然物質に由来する乳酸は、増粒材として使用可能か。</p>	<p>1</p>	<p>乳酸の使用は育苗用土等のpH調整用に限って認められているものであり、増粒材としての使用はできません。</p>
<p>製糖産業の副産物は、「副産物」とあるため、廃糖蜜はいいが、糖蜜や糖はダメという奇異な規格となっている。主産物の糖蜜や糖も使用可能とするため「製糖産業の産物及び副産物」とすべき。</p>	<p>1</p>	<p>製糖産業の副産物には糖蜜及び糖を含みます。</p>
<p>木酢液・竹酢液は、別表1の「その他の肥料及び土壌改良資材」として認められているが、木酢液・竹酢液と明記されていないため、表現が不明瞭で、現場の生産者や流通業者及び有機農業者等からの問合せが多く、混乱している。他の資材と同様に独立させて、木酢液・竹酢液と明記すべき。</p>	<p>3</p>	<p>Q &amp; Aで解説することとします。</p>

<p>その他の肥料及び土壌改良資材で認められているけん化について、けん化を起こさせる物質には制限がないことを明示してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>その他の肥料及び土壌改良資材で認められているけん化のために使用する物質については制限されていません。</p>
<p>その他の肥料及び土壌改良資材の「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶解、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって……に限る）」という基準は、この規格での他のところで言う「化学的処理」には「燃焼、焼成、溶解、乾留、けん化」も含むということが暗示されている。「化学的処理」の定義を明確にし、基準を改正すべき。</p>	<p>2</p>	<p>Q&amp;Aで解説することとします。</p>
<p>別表1又は別表2に改正後新たに追加された資材を使用したほ場で栽培された農産物について、規格改正前に収穫を終えており保存している農産物や、改正前から栽培されている農産物に、有機JASマークを付けることはできるか。</p>	<p>1</p>	<p>現行規格Q&amp;A問24で示しているとおり、ほ場の認定を取得し、有機JASマークを付けることができます。</p>
<p>別表2 農薬</p>		
<p>別表2の項目名は「農薬の種類」とすべき。</p>	<p>1</p>	<p>全ての別表の左欄において「種類」との表現を用いていないことから「農薬」としてしています。</p>
<p>「天敵等生物農薬」及び「銅水和剤」が記載されているが、現地で混用使用が行われている事例がある。既登録の「天敵等生物農薬・銅水和剤」であれば、農薬登録制度で保障されており、生産者も現地混用することなく適切に使用できるため、「天敵等生物農薬・銅水和剤」を追加記載すべき。</p>	<p>2</p>	<p>御意見を踏まえ、別表2に「天敵等生物農薬・銅水和剤」を追加しています。</p>
<p>スピノサド、ミルベメクチンといった一般的な農薬を認めることで、有機への入口は広まるものの、こんなに農薬が使えるのか、という消費者の拒否感、不信感を招くのではないか。</p>	<p>3</p>	<p>農薬については、農林水産消費安全技術センターによる調査及び専門家、事業者、消費者等が参加した検討を行い、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインの基準</p>

		を踏まえて、やむを得ない場合に限り使用できるものとして認められているところです。
追加する農薬で現在登録されている製剤は、規格本則の要件である「組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く」の確認はできるものなのか。もし、企業秘密等で情報が開示されない場合は、その内容を周知してほしい。	1	別表2の農薬は、組換えDNA技術を用いて製造されていないことを確認した上で使用可能なものとして規定しています。このため、農薬を使用する事業者が組換えDNA技術を用いて製造されたものでないか確認する必要はありません。
別表3 種菌培養資材		
種菌培養資材について、組換えDNA技術を使って生産してはならない等の制限はあるか。	4	ありません。
別表4 薬剤		
表の基準以外の制限が本則では示されていないことから、ホウ酸、フェロモン、カプサイシン等は有効成分が化学合成されたものであっても、また製造工程で化学的に合成された物質を使用している構わないと解釈されると思われるので、それをQ&Aで明示してほしい。	1	別表4のホウ酸、フェロモン、カプサイシン等は有効成分が化学合成された物質を使用しているも、また製造工程で化学的に合成された物質を使用しているも差し支えありません。
「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。」の意味が分かりにくいので、どのような場合に、この基準に抵触するのかなど、具体的に例示するか、あるいはこの基準の表現をわかりやすくしてほしい。	2	農薬取締法において、農薬でないものを農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する事が禁止されていることから、確認的にその旨を規定しています。
別表4の薬剤は、収穫以後の工程に係る管理の項で別表2の農薬と並列されているのに、別表4と別表2の両方に重曹、フェロモンが記載されているのはなぜか。	1	御意見を踏まえ、重曹については、別表2との重複があったことから、別表4から削除しています。 フェロモンについては、別表2の性フェロモン剤以外のものも薬剤として使用されるため、別表4に規定しています。
有機加工食品のJAS規格改正案の別表2（薬剤リスト）に除虫菊抽出物がある	1	御意見を踏まえ、除虫菊抽出物を別表4に追加しています。



<p>るのに対し、有機農産物の J A S 規格改正案の別表 4（薬剤リスト）に除虫菊抽出物がない。収穫後作業施設で使用するなら農薬でない除虫菊抽出物が必要であるため、規格を修正すべき。</p>		
<p>誘引剤や忌避剤として食品及び食品添加物を使用可能なことを別表 4 に記載するか又は Q &amp; A に明記すべき。しょうが、にんにく、わさび、とうがらし等の使用実態がある。</p>	5	Q & A で解説することとします。
<p>別表 4 の薬剤で忌避剤はカプサイシンのみであるが、木酢液やヒノキチオールなども含め忌避剤をもう少し広げるべき。</p>	4	<p>薬剤については、農林水産消費安全技術センターによる調査及び専門家、事業者、消費者等が参加した検討を行い、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインの基準を踏まえて、やむを得ない場合に限り使用できるものとして認められているところです。</p>
<p>別表 4 に記載されているものは、薬剤であり、これらをほ場において使用すれば、薬剤の使用と判断されることになるか。つまり、カプサイシンやカリ石鹼を「その他の肥料及び土壌改良資材」として使用することは今後はダメになると考えてよいか。</p>	1	<p>別表 4 に規定されたことで自動的に別表 1 の「その他の肥料及び土壌改良資材」から除かれるものではありませんが、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと等別表 1 の基準に適合することが肥料及び土壌改良資材の条件として必要です。</p>
<p>別表 5 調製用等資材</p>		
<p>「ケイソウ土」は [削る。] とは、なっていないが、改正案から抜け落ちている。残すべき。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、ケイソウ土を追加しています。</p>
<p>エチレンの使用が柑橘類に認められないのはなぜか。</p>	1	<p>調製用等資材については、農林水産消費安全技術センターによる調査及び専門家、事業者、消費者等が参加した検討を行い、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインの基準を踏まえて、やむを得ない場合に限り使用できるものとして認められているところです。</p>

オゾンについては、気体でもオゾン水の状態でもどちらでも使用できるか。	3	農産物の品質の保持改善目的であれば、どちらも使用できます。
次亜塩素酸水についてもう少し解説がほしい。	2	Q&Aで解説することとします。
調製用等資材は今回大幅に削除されたが、残った資材がどのように調製に使われるのかの具体例がほしい（依然として用途がよくわからないものがある。卵白アルブミン、植物油脂、樹皮製品の調製品など）。	1	調製用等資材については、例えば植物油脂については茶刈機の刃の潤滑油として使用されており、今回、明らかに農産物に使用しないものを削除しています。
附則		
種苗の経過措置として、ナス科とウリ科についてのみ慣行苗の使用が認められることになっているが、アブラナ科についても同様の扱いとしてほしい。例えば、九州では、キャベツ、ブロッコリー等の育苗については、8月～9月の播種育苗となることから、高温多湿期故の虫害が多発し、優良なる苗の育苗は極めて困難である。	4	種苗の経過措置は、ナス科及びウリ科の果菜類について、自家育苗が困難な事業者等が確認されたため設定したものです。なお、災害、病害虫等により植え付ける種子又は苗等がない場合には、ナス科及びウリ科の果菜類以外についても慣行苗を購入することができますが、これには育苗に失敗した場合も含まれます。
ナス科及びウリ科の果菜類とこんにゃく芋は慣行苗の使用が経過措置で認められるが、組換えDNA技術が用いられたものは制限されないのか。	2	御意見を踏まえ、組換えDNA技術を用いて生産された苗等は使用できないよう規定しています。
平成18年10月27日告示附則2（肥料及び土壌改良資材についての組換えDNA技術に関する例外規定）を削除しないでほしい。	6	当該附則は削除していません。
附則によって、みのる式のたまねぎ栽培が現行として認められると解釈でき、これは北海道農業にはよい改定案である。しかし、期限を当分の間としているので、有機的な技術開発は足踏みすることは明白。国が所轄する研究機関が先頭に立って研究開発を急ぐようお願いする。	1	たまねぎの育苗用土の粘度調整資材については、北海道庁において実用化のための試験を実施中であり、5年後のJAS規格見直しの際に再度検証することとしています。
改正前の規定に従って適正に行われて	1	認められます。

きたほ場の有機的な管理の有効性は、今回の改正が行われても引き続き認められるか。		
改正前の規定に従って適正に入手された種子、肥料その他の資材の有機的な有効性は、改正前に入手済みのものであれば、今回の改正が行われても引き続き認められるか。	1	認められません。

\* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。